

利 用 上 の 注 意

商業統計調査について

1. 調査の目的

商業統計調査は、我が国の商業の実態を明らかにすることを目的としている。

2. 調査の根拠

商業統計調査は、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第 23 号）であり、商業統計調査規則（昭和 27 年通商産業省令第 60 号）によって実施されている。

なお、平成 16 年商業統計調査に適用された商業統計調査規則及び調査票様式は、巻末を参照されたい。

3. 調査の期日

平成 16 年商業統計調査は、平成 16 年 6 月 1 日現在で実施した。

なお、商業統計調査は、平成 9 年以降の調査から 5 年ごとに実施し、その中間年（調査の 2 年後）に簡易な調査を実施することとしている。今回は第 2 回目の簡易調査であり、総務省所管の「事業所・企業統計調査」及び「サービス業基本調査」との同時調査により実施した。

年次別の調査期日は、以下のとおり。

調査年次	調査期日	調 査 種 別	調査年次	調査期日	調 査 種 別
昭和27年調査	9月 1日	卸売・小売業、飲食店	昭和54年調査	6月 1日	卸売・小売業、飲食店
" 29 "	9月 1日	"	" 57 "	6月 1日	"
" 31 "	7月 1日	"	" 60 "	5月 1日	卸売・小売業
" 33 "	7月 1日	"	" 61 "	10月 1日	一般飲食店
" 35 "	6月 1日	"	" 63 "	6月 1日	卸売・小売業
" 37 "	7月 1日	"	平成元年調査	10月 1日	一般飲食店
" 39 "	7月 1日	"	" 3 "	7月 1日	卸売・小売業
" 41 "	7月 1日	"	" 4 "	10月 1日	一般飲食店
" 43 "	7月 1日	"	" 6 "	7月 1日	卸売・小売業
" 45 "	6月 1日	"	" 9 "	6月 1日	"
" 47 "	5月 1日	"	" 11 "	7月 1日	" (簡易調査)
" 49 "	5月 1日	"	" 14 "	6月 1日	卸売・小売業
" 51 "	5月 1日	"	" 16 "	6月 1日	" (簡易調査)

4. 調査の範囲

商業統計調査の範囲は、日本標準産業分類（平成 14 年総務省告示第 139 号）に掲げる「大分類 J - 卸売・小売業」に属する事業所を対象とする。

簡易調査は、民営（国、地方公共団体以外）の事業所を対象としている。例えば、会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）、また、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ販売などの事業所も調査の対象とする。しかし、民営の事業所であっても、駅の改札口内、劇場内、運動競技場内、有料道路内など料金を支払って出入りする有料施設内の事業所は調査の対象としない。ただし、有料の公園、遊園地、テーマパーク内にある別経営の事業所については調査の対象とする。

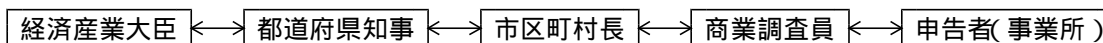
なお、調査期日に休業もしくは清算中、季節営業であっても専従の従業者がいる事業所は対象とする。

5. 調査の経路

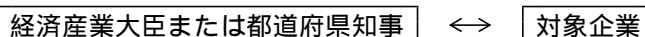
商業統計調査の調査経路は、以下のとおり。なお、調査方法は以下の、による。

申告者（事業所）が自ら調査票に記入する方法（自計方式）による調査員調査方式

商業調査指導員



商業企業の本社・本店等の傘下の事業所の調査票を、企業が事業所ごと一括して作成し、経済産業省又は都道府県へ直接提出する本社等一括調査方式



6. 調査の項目

調査票の調査項目は、法人組織の事業所については次の～の全ての項目、個人経営の事業所についてはを除く項目とする。ただし、「外国の会社」「会社以外の法人」「法人でない団体」はの項目については調査しない。

なお、調査項目のうちは、小売業のみの調査項目である。

調 査 項 目	
事業所の名称及び電話番号 事業所の所在地 経営組織 本所・支所の別 事業所の開設時期 事業所の従業者数 事業所の事業の種類	会社について （資本金額、会社全体の常用雇用者数、会社全体の主な事業の種類） 年間商品販売額等 （年間商品販売額、その他の収入額） 売場面積等 （売場面積、セルフサービス方式の採用の有無、営業時間等）

7. 公表

平成 16 年商業統計調査の集計結果は、「商業統計表」として以下のとおり公表する。

種 類	主 な 内 容
第 1 巻 産 業 編 (総 括 表)	主として産業分類別の従業者規模別、年間商品販売額階級別、売場面積規模別などの階級別統計表を掲載。
第 2 巻 産 業 編 (都 道 府 県 表)	主として都道府県別、東京特別区・政令指定都市別の産業分類別統計表を掲載。
第 3 巻 産 業 編 (市 区 町 村 表)	市区町村別の産業分類別統計表を掲載。

二 次 加 工

業 態 別 統 計 編	小売事業所について、主に都道府県別の業態分類別の統計表を掲載。
立 地 環 境 特 性 別 統 計 編	小売事業所について、産業分類別、業態分類別、都道府県別の立地環境特性別、特性別大規模小売店舗の統計表を掲載。

平成16年商業統計表（第1巻～第3巻）について

1. 商業統計調査用分類

商業統計調査用分類は、原則として日本標準産業分類に準拠している（巻末の「産業分類表と商品分類表」を参照）。

2. 事業所の産業の決定方法

事業所を産業分類別に集計するための産業の決定（格付け）方法は、次のとおり。

なお、平成16年調査は簡易な調査であり、商品分類は本調査の5桁分類から3桁分類の大きな括りにしている。また、小分類の一部を細分化し、3桁目にアルファベットを付けている。

(1) 一般的な方法

取扱い商品が単品の場合は、商品分類番号3桁で小分類を決定する。

取扱い商品が複数の場合は、次の方法によって決定する。

ア 卸売業、小売業の決定

まず年間商品販売額のうち、卸売部門、小売部門のそれぞれの販売額を比較して、いずれが多いかによって卸売業か小売業を決める。

イ 産業中分類（2桁分類）の決定

卸売業か小売業のいずれかが決定した後、上位3品目のうち商品分類番号の上位2桁で分類集計し、その最も販売額割合が大きいものによって中分類を決める。

ウ 産業小分類（3桁分類）の決定

中分類が決定した後、その中分類に属する商品のうち、商品分類3桁で販売額割合が最も大きいものによって小分類を決める。

(2) 特殊な方法

卸売業のうち「各種商品卸売業」「その他の各種商品卸売業」「代理商、仲立業」、小売業のうち「百貨店、総合スーパー」「その他の各種商品小売業」「各種食料品小売業」「コンビニエンスストア」「たばこ・喫煙具専門小売業」については、以下の方法で格付けを行っている。

卸売業

(ア) 「49A 各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）」

表1の財別（生産財、資本財、消費財）の3財にわたる商品を販売し、各財の販売額割合がいずれも卸売販売総額の10%以上で、従業者が100人以上の事業所をいう。なお、平成14年調査において「4911 各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）」に格付けられた事業所は、「49A 各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）」とみなす。ただし、従業者数が100人未満となった場合は、「49B その他の各種商品卸売業」とみなす。

(イ) 「49B その他の各種商品卸売業」

表1の財別（生産財、資本財、消費財）の3財にわたる商品を販売し、各小分類の販売額割合がいずれも卸売販売総額の50%未満で、従業者が100人未満の事業所をいう。なお、平成14年調査において「4912 その他の各種商品卸売業」に格付けられた事業所は、「49B その他の各種商品卸売業」とみなす。ただし、従業者数が100人以上となった場合は、一般的な方法による卸売業格付けとする。

なお、上記（ア）（イ）について、生産財、資本財、消費財の3財にわたる商品を扱っていても、生産財の品目が「524 再生資源卸売」のみ、消費財の品目が「549 他に分類されない卸売」のみの場合には、一般的な方法による卸売業格付けとする。

表 1

財 別	小分類	産 業 分 類
生 産 財	501	繊維品（衣服、身の回り品を除く） 化学製品 鉱物・金属材料 再生資源
	522	
	523	
	524	
資 本 財	521	建築材料 一般機械器具 自動車 電気機械器具 その他の機械器具
	531	
	532	
	533	
	539	
消 費 財	502	衣服・身の回り品 農畜産物・水産物 51A 米穀類 51B 野菜・果実 51C 食肉 51D 生鮮魚介 51E その他の農畜産物・水産物 食料・飲料 家具・建具・じゅう器等 医薬品・化粧品等 他に分類されない卸売
	511	
	512	
	541	
	542	
	549	

(ウ) 「54A 代理商、仲立業」

平成 14 年調査以降においては、「年間商品販売額」と「その他の収入額」を比較し、仲立手数料が多い事業所をいう。なお、平成 14 年調査において「5497 代理商、仲立業」に格付けられた事業所は、「54A 代理商、仲立業」とみなす。

小売業

(ア) 「551 百貨店、総合スーパー」

表 2 の衣（中分類 56）、食（中分類 57）、住（中分類 58～60）にわたる商品を小売りし、衣、食、住の各販売額割合が、いずれも小売販売総額の 10%以上 70%未満で、従業者が 50 人以上の事業所をいう。

なお、平成 14 年調査において「5511 百貨店、総合スーパー」に格付けられた事業所は、「551 百貨店、総合スーパー」とみなす。ただし、従業者数が 50 人未満となった場合は、「559 その他の各種商品小売業（従業者が常時 50 人未満のもの）」とみなす。

(イ) 「559 その他の各種商品小売業（従業者が常時 50 人未満のもの）」

表 2 の衣（中分類 56）、食（中分類 57）、住（中分類 58～60）にわたる商品を小売りし、衣、食、住の各販売額割合が、いずれも小売販売総額の 50%未満で、従業者が 50 人未満の事業所をいう。

なお、平成 14 年調査において「5599 その他の各種商品小売業（従業者が常時 50 人未満のもの）」に格付けられた事業所は、「559 その他の各種商品小売業（従業者が常時 50 人未満のもの）」とみなす。ただし、従業者数が 50 人以上となった場合は、一般的な方法による小売業格付けとする。

(ウ) 「571 各種食料品小売業」

中分類「57 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、小分類「572～579」までのうち、3つ以上の小分類に該当する商品を小売りし、そのいずれもが「飲食料品小売販売額割合」の 50%に満たない事業所をいう。

なお、平成 14 年調査において「5711 各種食料品小売業」に格付けられた事業所は、「571 各種食料品小売業」とみなす。

(I) 「57D コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」

「57 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用していて、売場面積が30㎡以上250㎡未満で、営業時間が14時間以上の事業所をいう。

(オ) 「60P たばこ・喫煙具専門小売業」

「60P たばこ・喫煙具」の販売額が小売販売総額の90%以上の事業所をいう。

表2

衣・食・住別	中分類	産 業 分 類
衣	56	織物・衣服・身の回り品
食	57	飲食料品
住	58 59 60	自動車・自転車 家具・じゅう器・機械器具 その他

3. 主な用語の説明

(1) 事業所（商業事業所）

原則として一定の場所（一区画）を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所

産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所

主として業務用に使用される商品{事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわらなど）など}を販売する事業所

製造業の会社が別の場所に経営している自己製品の卸売事業所（主として管理的事務を行っている事業所を除く）

例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となる。

商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず卸売業とする。

主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商、仲立業）

代理商、仲立業には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

(3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所

産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所

商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業（大分類Q - サービス業（他に分類されないもの））とする。この場合、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。

製造小売事業所（自店で製造した商品その場所個人又は家庭用消費者に販売する事業所）

例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局など。

ガソリンスタンド

主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売の事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店で他の事業所によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

(4) 単独事業所

他の場所に同一経営の本店、支店、支社、営業所などを持たない事業所（1企業1事業所）をいう。

(5) 本店

他の場所に同一経営の支店、支社、営業所などがあって、それらのすべてを統括している事業所をいう。

なお、本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「本店」とし、他の事業所は「支店」とする。また、従来、販売事業所としての支店、支社、営業所などの事業所をもっている場合に本店とし、販売事業所を持たない本店は、「単独事業所」としていた。

(6) 支店

他の場所にある本店などの統括を受けている事業所をいい、支店、支社の名称をもつ事業所のほか、営業所、売店、出張所、企業組合の販売所などの名称で商品の売買を主として行っている事業所を含む。また、上位の本店などの統括を受ける一方、下位の事業所を統括している中間的な地域本店なども支店とする。

(7) 開設時期

従来、当該事業所が商業を営むことを開始した時期としていたが、平成16年調査においては、当該事業所の事業内容に関わらず事業所を開設した時期とする。

(8) 従業者及び就業者

平成16年6月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。従業者とは「個人業主」、「無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「派遣・下請受入者」を併せ「従業者・臨時雇用者のうち派遣・下請出向者」を除いたものをいう。

「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいう。

「無給の家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいう。

「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者をいう。

「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイト等」と呼ばれている者で、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 期間を定めずに雇用されている者

イ 1か月を超える期間を定めて雇用されている者

ウ ア、イ以外の雇用者のうち、平成16年の4月、5月のそれぞれの月に18日以上雇用された者

「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

「派遣・下請受入者」とは、他の会社など別経営の事業所から派遣されている者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所から来て業務に従事している者をいう。

「従業者・臨時雇用者のうち派遣・下請出向者」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、他の会社など別経営の事業所へ派遣している者又は下請として他の会社など別経営の事業所の業務に従事している者をい

う。

(9) 年間商品販売額

平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの 1 年間の当該事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含む。

(10) その他の収入額

平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの 1 年間の販売商品に関する修理料、仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商品販売額以外の事業による収入額を合計したもので、消費税額を含む。

(11) セルフサービス方式（小売業のみ）

「セルフサービス方式」とは、商品が無包装、あるいはブリパッケージされ、値段が付けられていること、備え付けの買物カゴ、ショッピングカートなどで客が自由に商品を取り集められる形式、売場の出口などに設けられた勘定場で客が一括して代金の支払いを行う形式、の三つの条件を兼ね備えている場合をいう。

「セルフサービス方式採用」の事業所とは、上記条件による販売を売場面積の 50 % 以上で行っている事業所をいう。

(12) 売場面積（小売業のみ）

平成 16 年 6 月 1 日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場（植木、石材等）、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫、他に貸している店舗（テナント）分等は除く）をいう。

(13) 営業時間（小売業のみ）

平成 16 年 6 月 1 日現在での営業時間をいい、1 時間未満の営業時間は切り捨てとする。

なお、調査日が休業及び特別セール等で通常と異なる場合は、調査日に近い通常の営業時間としている。

4. 各統計表の表章項目の説明及び留意点

共通事項

「不詳」について

統計表の表頭、表側中の「不詳」とは、当該項目について調査をしていないことを表している。

(ア) 「売場面積」については、牛乳小売業、自動車小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド及び新聞小売業に属する事業所並びに訪問販売、通信・カタログ販売等で売場面積の無い事業所は調査をしていない。

(イ) 「営業時間」については、牛乳小売業、新聞小売業に属する事業所は調査をしていない。

「年間商品販売額」、「その他の収入額」の産業分類別数値については、十万円単位で四捨五入を行い百万円単位での金額表示をしているため、数値の積み上げが合計値と必ずしも一致しない。

第1巻1表、2表、4表、5表、12表、13表、第2巻1表、3表

表章項目中の「個人」には、「法人でない団体」を含めている。

第1巻3表、第2巻4表

表章項目中の経営組織「個人事業所」には、「法人でない団体」を含めている。

第1巻4表

表章項目中の販売効率「売場面積 1 m²当たり年間商品販売額」は、売場面積を持つ事業所により算出している。

表章項目中「54A 代理商、仲立業」の販売効率は、年間商品販売額を持つ事業所により算出している。

5. その他

- (1) 本文中及び統計表中の「 - 」は該当数値なし、「0」及び「0.0」は四捨五入による単位未満、「 」は数値がマイナスであることを表している。「 」は1又は2の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であるが、3以上の事業所に関する数値であっても、前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿している。
- (2) 本文中の「構成比」については、積み上げた数値とその合計値は四捨五入の関係で必ずしも一致しない。
- (3) 長崎県島原市及び同県南高来郡深江町については、雲仙普賢岳噴火に伴う災害のため、平成3年調査が実施されなかったことから、平成3年数値（事業所数、従業者数、年間商品販売額等）には含まれていない。
- (4) 東京都三宅村については、火山噴火に伴う災害のため、平成14年調査が実施されなかったことから、平成14年数値（事業所数、従業者数、年間商品販売額等）には含まれていない。
- (5) 本冊子に掲載された数値を他に転載する場合は、「経済産業省経済産業政策局調査統計部 平成16年 商業統計表」による旨を明記されたい。

6. 問い合わせ先

この統計表についての照会は、下記までお願いします。

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号
経済産業省 経済産業政策局 調査統計部 産業統計室
電話(03)3501-9945、0386(ダイヤルイン)

本書に記載されている主な内容は経済産業省のホームページにも掲載されています。

統計アクセス用URL <http://www.metigo.jp/statistics/>